

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成27年1月27日（平成27年（行情）諮問第29号）

答申日：平成28年11月9日（平成28年度（行情）答申第497号）

事件名：特定秘密の保護に関する法律案の庶務担当部局が行政文書ファイルにつづった文書の全ての一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『特定秘密の保護に関する法律案』の庶務担当部局が、その業務のために行政文書ファイルにつづった文書の全て。\*電子データが存在する場合は電子データを希望」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる29文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成26年10月27日付け閣情第716号により内閣情報官（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び文書の再特定を求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

ア 不開示処分の対象部分の特定を求める。

内閣府情報公開・個人情報保護審査会の審議において審査請求人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。したがって不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、原処分における特定の仕方では不十分である。

また、何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

イ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

ウ 他にも文書が存在するものと思われる。

報じられるところによると、特定秘密保護法の特集を企画した女性誌に内閣広報室より取材依頼の申出が行われている。こうした事実を鑑みると、同法案の理解を得るための対外広報に関する文書が存在し、つづられているはずである。

エ 電磁的記録についても特定を求める。

情報公開手続についての国の統一的指針である「情報公開事務処理の手引」22頁は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定していただいくことが必要である」と定めている。

そこで本件対象文書についても、電磁的記録の特定を求めるものである。

オ 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書に電磁的記録（既にスキャナで読み取ってできた電磁的記録、又は既に保有している電磁的記録）が存在すれば、これに係る開示実施手数料は1ファイルにつき210円である。その場合、本件開示決定に係る開示実施手数料は開示決定通知書での請求額より少なくなると思われるので、開示実施手数料の見直しを求めるものである。

(2) 意見書

審査請求人は、審査請求書の提出に当たって、行政不服審査法26条に基づく証拠類として「産経ニュース」を添付している。

この証拠類と併せて読めば、「報じられているところ」が何を指すかは一目瞭然である。

理由説明書で、「内容が如何なるものなのか明らかにされていない」と主張するところを鑑みると、この証拠類を確認していないことは明らかである。

もし仮に証拠類を諮問庁が紛失したのであれば、手続上の重大なミスがあったことになる。

そこで、提出した証拠類が諮問庁に現在存在していないのか、この点について諮問庁に確認を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

本件請求文書の開示請求を受け、処分庁は、平成25年12月2日付け閣情第414号をもって開示決定等期限の延長措置を講じた上で、秘

密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書のうち、平成23年8月1日分（以下「先行一部開示文書」という。）について、平成25年12月26日付け閣情第478号において先行して一部開示決定を行い、本件対象文書について、平成26年10月27日付け閣情第716号において原処分を行ったところ、本件審査請求が提起されたものである。

## （2）秘密保全法制と本件対象文書について

### ア 秘密保全法制に関する検討過程

平成22年10月以降、尖閣沖漁船衝突事件のビデオがインターネット上に流出する事案等、政府の情報保全体制に対する信頼が揺らぐような事態が発生したことを受け、内閣総理大臣から、政府における情報保全に関し早急に検討を進め結論を得るように指示があり、同年12月7日付け内閣総理大臣決裁により、内閣官房長官を委員長とする「政府における情報保全に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）が開催されることとなった。さらに、検討委員会における検討に資するため、平成23年1月4日付け検討委員会委員長決定により、各界の有識者から意見を聴くことを目的とした「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）が開催されることとなった。有識者会議は全6回にわたり開催され、同年8月8日、同有識者会議における議論を踏まえた「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」が検討委員会に提出された。

これを受け、平成23年10月7日の第4回検討委員会において、当該報告書の内容を十分尊重の上、秘密保全に関する法制の整備のための法制化作業を進めることが決定された。その後、政権交代を経る中においても、上記法案化作業は継続して行われることとなり、平成25年10月25日、特定秘密の保護に関する法律案が閣議決定され、同年12月6日、第185回臨時国会において、「特定秘密の保護に関する法律」（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）が可決・成立した。

### イ 本件対象文書について

本件対象文書は、内閣情報調査室を中心に秘密保全に関する法制の整備のための法案化作業が本格的に開始された平成23年8月から特定秘密保護法案が閣議決定される同25年10月までの間の内閣情報調査室と関係省庁との協議に係る文書、同法案に関する内閣法制局における審査に係る文書及び同法案の閣議請議に係る決裁文書等である。

## （3）審査請求人の主張及び原処分の妥当性について

ア 審査請求人は、上記第2の2(1)アに係る審査請求の理由として、「内閣府情報公開・個人情報保護審査会の審議において審査請求人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。したがって不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、原処分における特定の仕方では不十分である。」と主張している。しかしながら、情報公開・個人情報保護審査会設置法10条1項において、「審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。」と規定されていることから、書面を通じてしか意見を申し立てることができないと主張する審査請求人の主張は当たらない。

また、審査請求人は、「何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じる」と主張しているが、処分庁は、原処分における行政文書の特定に当たっては、法の規定に基づき適法に行っていることから、審査請求人の主張は当たらない。

この点、実質的にも、行政文書開示等決定通知書の「2 不開示とした部分とその理由」欄において、本件対象文書を月単位で区分した上で、当該対象文書に含まれる不開示部分及び不開示理由を明記しており、審査請求人の主張するような審査会の審議における書面での申立てに支障が生じることはない。

さらに、審査請求人は、「平成22年(行情)答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。」と主張している。しかしながら、平成22年(行情)答申第538号は、本件とは全く関係のない審査請求案件に係る防衛大臣からの諮問に対する審査会の答申であり、防衛省内部における情報公開請求に係る処理上の瑕疵について指摘した内容であることから、原処分とは何ら関係なく、また、原処分において、処分庁は適法に対象文書を特定していることから、審査請求人の主張は当たらない。

イ 審査請求人は、上記第2の2(1)イに係る審査請求の理由として、「記録した内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」と主張している。しかしながら、処分庁は、本件各不開示部分における開示・不開示の可否について、関係省庁と綿密に協議を行うなど十分に精査をしており、本件各不開示部分における法5条各号該当性は明らかであることから、審査請求人の主張は当たらない。

ウ 審査請求人は、上記第2の2(1)ウに係る審査請求の理由として、「報じられているところによると、特定秘密保護法の特集を企画し

た女性誌に内閣広報室より取材依頼の申出が行われている。こうした事実を鑑みると、同法案の理解を得るために対外広報に関する文書が存在し、つづられているはずである。」と主張している。しかしながら、審査請求人の主張にある「報じられるところ」の内容が如何なるものなのか明らかにされていないが、いずれにせよ、処分庁による本件対象文書の特定は、法の規定に基づき適法に行われていることから、審査請求人の主張は当たらない。

エ 審査請求人は、上記第2の2(1)エに係る審査請求の理由として、「情報公開手続についての国の統一的指針である『情報公開事務処理の手引』22頁は、『行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定していただくことが必要である』と定めている。そこで本件対象文書についても、電磁的記録の特定を求めるものである。」と主張している。しかしながら、処分庁は、本件対象文書を紙媒体で保有しており、本件対象文書を電磁的記録により交付する場合、スキャナで読み取って作成した電磁的記録を交付する以外の選択肢はないことから、処分庁による原処分は妥当である。

なお、処分庁は、行政文書開示等決定通知書の「3 開示の実施の方法等」欄において、開示の実施に際し、審査請求人が選択可能な方法等を複数示している。

オ 審査請求人は、上記第2の2(1)オに係る審査請求の理由として、「本件対象文書に電磁的記録（既にスキャナで読み取ってできた電磁的記録、又は既に保有している電磁的記録）が存在すれば、これに係る開示実施手数料は1ファイルにつき210円である。その場合、本件開示決定に係る開示実施手数料は開示決定通知書での請求額より少なくなると思われるので、開示実施手数料の見直しを求めるものである。」と主張している。しかしながら、上記エで述べたとおり、そもそも処分庁は、本件対象文書を紙媒体で保有しており、電磁的記録としては保有していない。したがって、処分庁は、法施行令別表の規定に基づき、原処分に係る開示実施手数料を適法に設定していることから、審査請求人の主張は当たらない。

#### (4) 結語

以上のとおり、本件審査請求の趣旨については、いずれも審査請求人の主張は当たらず、処分庁における原処分は適法に行われていることから、原処分は維持されるべきである。

## 2 補充理由説明書

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる29文書である。

### (2) 不開示情報該当性について

ア 文書1ないし文書29中の内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の氏名については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条1号、3号及び6号に該当するため不開示とした。

イ 文書1ないし文書27中の行政機関の電話番号、電子メールアドレス及びURLについては、公にすることにより、他国機関等からいたずらや偽計に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障をきたすなど、各行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号及び6号に該当するため不開示とした。

また、防衛省の職員の氏名については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、所掌事務の性質上、敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条1号、3号及び6号に該当するため不開示とした。

ウ 文書1ないし文書24、文書26及び文書27中の外務省の課長相当職未満の職員の氏名については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、我が国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、事務又は事務の適切な遂行に支障をきたすおそれがあることから、法5条1号、3号、4号及び6号に該当するため不開示とした。

エ 文書1ないし文書18、文書20ないし文書22、文書24、文書25及び文書27中の警察庁の警部若しくは同相当職以下の職員の氏名又はユーザーID番号については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、当該職員等に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条1号、3号、4号及び6号に該当するため不開示とした。

オ 文書1ないし文書18、文書22及び文書27中の公安調査庁の課長相当職未満の職員の氏名については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、調査対象団体により人物を特定さ

れ，同人に対する調査対象団体による働きかけの危険性が高まるため，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ及び事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条1号，4号及び6号に該当するため不開示とした。

カ 文書1及び文書2中の外交機密の具体的な項目が列挙されている部分については，公にすることにより，我が国の安全が害されるおそれがあり，特に他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれや関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。

キ 文書2ないし文書18及び文書22中の法務省の係長相当職未満の職員の氏名については，公にすることにより，特定の個人を識別することが可能となり，今後の刑事訴訟手続における法執行活動に支障が生じるおそれがあることから，法5条1号，4号及び6号に該当するため不開示とした。

ク 文書2中の過去の刑事事件における関係者の氏名等が記載されている部分については，特定の個人を識別することができ，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあることから，法5条1号に該当するため不開示とした。

ケ 文書4中の我が国の懸案事項に関する概念整理や相手国から得た各種情報への評価等が記載されている部分については，公にすることにより，我が国の安全が害されるおそれがあり，特に他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれや関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。

また，公電を基に作成された諸外国における秘密保護法違反事件の刑事司法手続に関する具体的な内容が記載されている部分については，公にすることによって，諸外国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示としたが，国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあるため，同条6号を追加する。

コ 文書5ないし文書7，文書13，文書17及び文書23ないし文書27中の我が国において現に実施されている秘密取扱者適格性確認制度の具体的内容が記載されている部分については，公にすることにより，他国機関等から対抗・妨害措置が講じられ，我が国の安全が害されるおそれ並びに内閣情報調査室及び防衛省・自衛隊を含む政府の情報保全事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条3号及び6号に該当するため不開示とした。

サ 文書5，文書6，文書11ないし文書14，文書23及び文書24中の防衛省における防衛秘密の具体的な運用に関する内容が記載され

ている部分については、公にすることにより、防衛省における秘密保全業務に支障を来たし、ひいては防衛省の任務の効果的な遂行に支障が生じるおそれがあることから、法5条3号及び6号に該当するため不開示とした。

シ 文書6、文書7、文書9及び文書18中の他国との間でやりとりされる情報の具体例や当該情報への評価等が記載されている部分については、公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあり、特に他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれや関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

ス 文書9中の個人の氏名が記載されている部分については、特定の個人を識別することができ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

セ 文書22中の防衛省における防衛秘密の保管状況及び取扱者の指定状況が記載されている部分については、これを公にした場合、防衛省の情報業務に関する具体的な現状が推察され、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあるとともに、防衛省の任務の効果的な遂行に支障が生じるおそれがあることから、法5条3号及び6号に該当するため不開示とした。

また、政府内における情報伝達に関する具体例が記載されている部分については、公にすることにより、緊急事態に対する対応事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、我が国の安全を確保する上で支障が生じるおそれがあるとともに、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号、4号及び6号に該当するため不開示とした。

ソ 文書23及び文書24中の過去の秘密漏えい事件の名称が記載されている部分については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

タ 文書23中の防衛省における情報業務に関する具体的内容が記載されている部分については、これを公にした場合、防衛省の情報業務に関する具体的な現状、手法等が推察され、関係国との信頼関係を損ない、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあるとともに、防衛省の任務の効果的な遂行に支障が生じるおそれがあることから、法5条3号及び6号に該当するため不開示とした。

また、防衛省における緊急事態の対応要領に関する具体的内容が記載されている部分については、これを公にした場合、緊急事態における我が国の具体的な対応ぶりが推察され、ひいては我が国の安全

が害されるおそれがあるとともに、防衛省の任務の効果的な遂行に支障が生じるおそれがあることから、法5条3号及び6号に該当するため不開示とした。

チ 文書27中の経済産業省の職員の所属及び氏名の一部については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となるとともに、特に秘匿すべき情報等を保有する部局が想起されるなど、情報保全事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条1号、3号及び6号に該当するため不開示とした。

また、核物質防護の措置に関する内容が記載されている部分及び特別管理秘密の内容や指定状況等について記載されている部分については、これを公にすることにより、テロを企図する者に対し、これらの情報を取得するための不正なアクセスを誘因する等、国の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあり、その結果、万一当該情報が不正に盗取された場合には、措置内容を基に妨害破壊行為を企て、実行されることにより、公共の安全に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号及び6号に該当するため不開示とした。

他国の通信に関する情報が記載されている部分については、これを公にすることにより、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるとともに、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

ツ 文書28及び文書29中の内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の所属、内線番号及び印影については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条1号、3号及び6号に該当するため不開示とした。

### (3) 本来不開示とすべき部分について

文書25では、外務省の課長相当職未満の職員の氏名について、本来、不開示とすべきところであったものの、開示することとなる原処分を行った。

しかしながら、当該部分は、これを公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、我が国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、事務又は事務の適切な遂行に支障をきたすおそれがあることから、法5条1号、3号、4号及び6号に該当し、開示することはできない。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年1月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月13日 審議
- ④ 同月27日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成28年10月3日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、  
本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月20日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年11月7日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1ないし文書29である。

諮問庁は、補充理由説明書（上記第3の2（3））において、文書25のうち外務省の課長相当職未満の職員の氏名が記載されている部分（以下「本件開示部分」という。）については、法5条1号、3号、4号及び6号に該当するため不開示とすべき情報である旨説明する。

しかしながら、本件開示部分は、原処分（開示決定通知書）において開示されている部分であるから、審査請求の対象外と解されるので、当審査会では、当該部分の不開示情報該当性についての判断は行わない。

審査請求人は、原処分の取消し及び文書の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、その一部が法5条1号、3号、4号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書のうち文書1ないし文書27及び先行一部開示文書は、内閣情報調査室を中心に秘密保全に関する法制の整備のための法案化作業が本格的に開始された平成23年8月から特定秘密保護法案が閣議決定される平成25年10月までの間の同室と関係省庁との協議及び法制局審査に係る文書であり、それぞれ月ごとに一文書にまとめているものである。各文書は、同室担当者が関係省庁等担当者との間でやり取りした電子メールの本文の写し及びその添付文書、関係省庁の協議や法制局審査の内容を同室担当者が記録した文書、同法案について同室で検討した文書及び同法案について同室において検討する上で参考にするために収集した文書等で構成されている。この中には同室

の担当者が電磁的記録で作成又は受領した文書も含まれているが、行政文書ファイルとして一体的に管理するために印刷して紙媒体で保存することとしたものであり、元の電磁的記録は必要がないため廃棄した。

イ 文書28は、特定秘密保護法案の閣議請議に係る決裁文書であり、文書29は同法案の趣旨説明及び提案理由説明に係る決裁文書である。いずれも、内閣情報調査室において電磁的記録にて作成した文書であるが、文書1ないし文書27と一体的に行政文書ファイルで管理するために印刷して紙媒体で保存することとしたものであり、元の電磁的記録は必要がないため廃棄した。

ウ 本件請求文書に該当する文書として処分庁が保有している文書は、本件対象文書及び先行一部開示文書が全てである。本件審査請求を受け、念のため、関係部署の机、書庫・書架、パソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書及び先行一部開示文書の他に、本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

エ 審査請求人は、特定の報道を根拠に特定秘密保護法案の理解を得るための対外広報に関する文書が存在するはずである旨主張しているが、特定の報道は処分庁以外の取組に係るものであり、処分庁では本件対象文書及び先行一部開示文書の他に、本件請求文書に該当する文書は保有していない。

(2) 本件対象文書には手書きの部分があること、本件対象文書の利用目的等及び審査請求人が審査請求に添付した報道が処分庁以外の取組に係る報道であることを踏まえると、本件対象文書及び先行一部開示文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、内閣情報調査室において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 法5条1号該当性について

##### ア 刑事事件における関係者の氏名等について

文書2では、昭和41年に判決が確定している特定郵便局の職員に係る秘密漏えい事案に関し、関係者の氏名及び所在地等が記載されている部分が不開示とされている。

当該部分は、一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分

は、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、一体として個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 特定個人の氏名について

文書9では、特定個人の姓が記載されている部分が不開示とされている。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、当該情報は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 事件名について

文書23及び文書24では、平成12年に発生した秘密漏えい事件の名称として個人の姓が記載されている部分が不開示とされている。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、当該情報は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 法5条3号該当性について

ア 内閣情報調査室職員の氏名及び印影について

文書1ないし文書29では、内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の氏名が記載されている部分が不開示とされており、また、文書28及び文書29では、起案者の氏名及び所属並びに同室の課長相当職未満の職員の印影が記載されている部分が不開示とされている。

内閣情報調査室は、内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務を所掌しており、同室職員の職務の特殊性に鑑みれば、当該不開示部分を公にすることにより、当該職員が特定され、情報を得ようとする者から当該職員に不当な働き掛けが行われるなど、同室の職務に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 防衛省職員の氏名について

文書1ないし文書27では、秘密保全に係る法制の在り方の検討に  
関与した課長相当職未満の防衛省職員の氏名が記載されている部分  
が不開示とされている。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省において情報保全  
業務に従事する職員が特定され、情報を得ようとする者から当該職  
員に不当な働き掛けが行われるなど、防衛省における情報保全業務  
に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれ  
があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認め  
られるので、法5条3号に該当し、同条1号及び6号について判断  
するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 外務省職員の氏名について

文書1ないし文書24、文書26及び文書27では、秘密保全に係  
る法制の在り方の検討に関与した課長相当職未満の外務省職員の氏  
名が記載されている部分が不開示とされている。

当該部分は、これを公にすることにより、外務省において情報保全  
業務に従事する職員が特定され、情報を得ようとする者から当該職  
員に不当な働き掛けが行われるなど、外務省における情報保全業務  
に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれ  
があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認め  
られるので、法5条3号に該当し、同条1号、4号及び6号につい  
て判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### エ 経済産業省職員の所属及び氏名について

(ア) 文書27では、経済産業省の職員の所属及び氏名が記載されてい  
る部分が不開示とされている。

不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に  
確認させたところ、経済産業省においては、特別管理秘密を保有す  
る部局を公にしておらず、特別管理秘密制度とも密接に関連する特  
定秘密保護法の協議において多数の質問を行った特定の部局及び所  
属する職員の氏名を明らかにすることにより、経済産業省において  
特別管理秘密を有する部局及び同局で同秘密を取り扱う職員の氏名  
が明らかになるおそれがあるとのことであった。

(イ) 当該部分は、これを公にすることにより、経済産業省において機  
微な情報を取り扱う部局名及び同部局でこれを取り扱う職員の氏名  
が明らかとなり、情報を得ようとする者から当該職員を含めた特定  
の部局の職員に対して不当な働き掛けが行われるなど、経済産業省  
における情報保全業務に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては国の  
安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相  
当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号

及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 外交機密の項目について

文書1及び文書2では、外交機密の具体的な項目が列挙されている部分が不開示とされている。

当該部分は、公にすることにより、外交機密に指定され得る事項の具体的内容が明らかとなり、我が国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

カ 我が国の外交上の課題に対する認識について

文書4では、我が国の外交上の課題に対する認識が記載されている部分が不開示とされている。

当該部分は、これを公にすることにより、個別具体的な外交上の課題に対する政府の考え方が明らかになり、我が国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

キ 他国等から得た各種情報に対する認識等について

文書4、文書6、文書7、文書9及び文書18では、他国等から得た情報の具体例や当該情報に対する認識及び他国等との情報協力において留意すべき事項等が記載されている部分が不開示とされている。

当該部分は、これを公にすることにより、他国等から得た情報に対する我が国の認識等が明らかになり、我が国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ク 秘密取扱者の適格性確認に係る制度について

文書5ないし文書7、文書13、文書17及び文書23ないし文書27では、我が国政府で開示請求時点において実施されていた秘密取扱者の適格性確認に係る制度の具体的内容が記載されている部分が不開示とされている。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国政府における秘密保全態勢等が推察され、不正に情報を入手しようとする者による情報

収集活動を容易ならしめるなど、秘密保全に係る事務の遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ケ 防衛秘密の具体的な運用に関する内容について

文書5、文書6、文書11ないし文書14及び文書22ないし文書24では、防衛省における防衛秘密の具体的な運用に関する内容が記載されている部分が不開示とされている。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省における防衛秘密の運用態勢等が推察され、不正に情報を入手しようとする者による情報収集活動を容易ならしめるなど、防衛省における秘密保全に係る事務の遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

コ 政府内における緊急時の情報伝達に関する具体的手法について

文書22では、政府内における緊急時の情報伝達に関する具体的手法が記載されている部分が不開示とされている。

当該部分は、これを公にすることにより、緊急事態に対する国の対応事務の適正な遂行に支障を来し、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条4号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

サ 防衛省における情報業務に関する具体的内容について

文書23では、防衛省における情報業務に関する具体的内容が記載されている部分が不開示とされている。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省における情報業務の具体的内容が明らかとなり、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

シ 他国の通信に関する情報について

文書27には、他国の通信に関する情報が記載されている部分が不開示とされている。

当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 法5条4号該当性について

ア 警察庁職員の氏名又はユーザーIDについて

(ア) 文書1ないし文書18、文書20ないし文書22、文書24、文書25及び文書27では、警察庁職員の氏名及びユーザーIDが記載されている部分が不開示とされている。

不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、不開示とされた警察庁職員の氏名については、警部及び同相当職以下の職にある警察庁職員に係るものであり、警察庁においては、警部及び同相当職以下の職にある警察庁職員の氏名を公表しておらず、当該職員の氏名が公になると、これを手掛かりとして、犯罪等を企図する集団等の反社会的勢力が、何らかの有益な情報を得ようとする、あるいは犯罪組織等にとって都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害しようとする、懐柔しようとするなどが考えられるほか、当該職員がこれを拒絶すれば、当該職員本人への攻撃はもちろん、その家族への攻撃や報復が予想されるなどの個人の権利利益が侵害されるとともに、警察業務に支障を及ぼすおそれがあり、当該職員の氏名は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

(イ) 警察業務の特殊性に鑑みれば、諮問庁の上記(ア)の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、当該職員の氏名を公にすることにより、犯罪等を企図する集団等の反社会的勢力によって当該職員を特定され、当該職員本人及びその家族が嫌がらせや攻撃の対象にされたり、あるいは直接又は間接の不当な接触等により様々な懐柔、干渉を加えられ、警察活動の妨害が行われるなど、その業務に支障を及ぼすおそれを否定できない。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条1号、3号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 公安調査庁職員の氏名について

(ア) 文書1ないし文書18、文書22及び文書27では、課長相当職未満の公安調査庁職員の氏名が記載されている部分が不開示とされ

ている。

不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

- a 公安調査庁は、破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき、破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もって、公共の安全の確保を図ることを任務としている。公安調査庁においては、課長相当職未満の職にある職員の氏名を公表していない。
- b 当該部分が公になると、当該職員が特定され、これを手掛かりとして、当該職員本人に対する調査対象団体による働き掛けの危険性が高まるほか、調査対象団体がより警戒心を強めて組織防衛策を講じ、破壊的団体の実態解明が困難となるなど、公安調査庁の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 公安調査庁職員の職務の特殊性に鑑みれば、諮問庁の上記(ア)の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、当該職員の氏名を公にすることにより、当該職員が特定され、当該職員本人やその家族又は当該職員が接触する情報提供者に危険が及ぶおそれがあり、その職務に支障を及ぼすおそれを否定できない。

したがって、当該不開示部分は、これを公にすることにより、公安調査庁が行う所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条1号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法務省職員の氏名について

(ア) 文書2ないし文書18及び文書22では、法務省職員の氏名が記載されている部分が不開示とされている。

法5条4号該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該職員は、刑事局に所属する係長相当職未満の職員で氏名を公表しておらず、異動により捜査活動に従事することが見込まれ、当該職員の氏名が公になると、内偵捜査等の捜査活動に支障を及ぼすおそれがあり、当該職員の氏名は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

(イ) 異動後に捜査活動に従事することが見込まれることに鑑みれば、

諮問庁の上記（ア）の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、当該職員の氏名を公にすることにより、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれを否定できない。

したがって、当該不開示部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条1号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 核物質防護の措置に関する内容及び特別管理秘密の内容や指定状況等について

文書27では、核物質防護の措置に関する内容及び同措置の内容の特別管理秘密の指定状況等が記載されている部分が不開示とされている。

当該部分は、これを公にすることにより、核物質の防護措置内容等が明らかとなり、テロ等を企図する者による活動をより容易にするなど、公共安全に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 法5条6号該当性について

ア 諸外国における秘密保護に係る法令違反事件の刑事司法手続について

文書4では、諸外国における秘密保護に係る法令違反事件の刑事司法手続に関して外国政府関係者等から聴取した内容が記載されている部分が不開示とされている。

当該部分は、これを公にすることにより、外国政府関係者等から聴取した内容が明らかとなり、我が国政府関係者による今後の情報収集活動に支障を来すなど、国の機関が行っている事務に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 行政機関の電話番号、電子メールアドレス等について

文書1ないし文書29では、行政機関の直通電話番号、内線番号、ファックス番号、電子メールアドレス及び電子メールアドレスのURLが記載されている部分が不開示とされている。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障

を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### 4 付言

上記1のとおり、本件開示部分については、諮問庁が補充理由説明書で初めて主張したものであり、本件対象文書につき、原処分及び諮問の段階で、開示すべき情報があるか否かについて十分精査した上で、不開示部分を特定しているものとは認め難い。今後、開示決定等に当たっては、その対象となる行政文書につき、内容を十分精査し決定すべきである。

また、原処分については、開示決定通知書に記載されたとおりの内容で行われたものと解すべきであり、行政不服審査法40条5項ただし書の規定により、審査請求を受けて原処分を審査請求人の不利益に変更することはできないことから、諮問庁が審査請求に対する決定において、原処分を開示することとされた本件開示部分を不開示に変更することはできない。

#### 5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、内閣情報調査室において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同条1号、3号、4号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

## 別紙

- 1 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成23年8月分（平成23年8月1日分を除く））
- 2 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成23年9月分）
- 3 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成23年10月分）
- 4 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成23年11月分）
- 5 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成23年12月分）
- 6 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成24年1月分）
- 7 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成24年2月分）
- 8 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成24年3月分）
- 9 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成24年4月分）
- 10 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成24年5月分）
- 11 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成24年6月分）
- 12 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成24年7月分）
- 13 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成24年8月分）
- 14 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成24年9月分）
- 15 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成24年10月分）
- 16 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成24年11月分）
- 17 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成24年12月分）
- 18 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成25年1月分）

- 1 9 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成 2 5 年 2 月分）
- 2 0 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成 2 5 年 3 月分）
- 2 1 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成 2 5 年 4 月分）
- 2 2 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成 2 5 年 5 月分）
- 2 3 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成 2 5 年 6 月分）
- 2 4 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成 2 5 年 7 月分）
- 2 5 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成 2 5 年 8 月分）
- 2 6 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成 2 5 年 9 月分）
- 2 7 秘密保全法制に関する関係省庁との協議及び審査に係る文書（平成 2 5 年 1 0 月分）
- 2 8 特定秘密の保護に関する法律案の閣議請議に係る決裁文書
- 2 9 特定秘密の保護に関する法律案の趣旨説明及び提案理由説明に係る決裁文書